

ママコミュ体操教室 規約

第1条【名称】

本教室は、一般社団法人 MaMa's community ママコミュ体操教室（以下単に本教室という）といい、幼児クラス・児童クラスを設ける。

第2条【所在】

本教室の所在は、「埼玉県狭山市富士見1-11-15 生活クラブ館つなぐ3F」とし、同建物2F「カフェふらっと」に事務所を置く。

第3条【目的】

本教室は、運動を通して様々な身体の使い方の習得を目指し、幼児期から児童期に必要な多様な動きを身につけ、仲間とともに学ぶことにより、健全な心身の育成を目的とする。

第4条【入会資格】

- (1) 本クラブの趣旨に賛同し、規約を承認したもの。
- (2) 健康状態が良好であること。
- (3) 各クラスの対象年齢および条件に該当する方。

第5条【入会手続】

本教室に入会を希望する方は、所定の手続きに従い申し込み、活動開始日から参加することができる。

なお、手続きと同時に、所定の金額(入会金及び登録手数料)を本教室に納めるものとする。

第6条【会費】

会費とは次のものをいう。

- (1) 月会費
- (2) 月会費は、指導の対価として消費税込みの金額とする。
- (3) 会員は、毎月初回受講日までに、翌月分の月会費を納入しなければならない。
- (4) 会員が納入した入会金、年会費は、返還しない。

第7条【会費の滞納】

会員が正当な理由なく会費等の納入を怠った時は、受講を停止され、会員としての資格を失う。

第8条【会費の不返還】

納入された施設整備費及び月会費(以下「会費等」という)は、理由の如何にかかわらず返還しない。

ただし、本クラブの都合による場合はその限りではない。

第9条【開催日および時間】

本教室の開催日、時間については教室カレンダーによる。

使用施設もしくは指導者の事故等やむをえない事情により、定められた開催日、時間、期間等を変更または廃止することがある。

第10条【会員のモラル】

会員は事項を厳守しなければならない。

- (1) フェアプレー精神をモットーとし、全員が運動に親しみ楽しめるよう努めること。
- (2) 本教室の目的に沿うよう努めること。
- (3) 教室が別に定める諸規則を遵守すること。
- (4) レッスン時は、本教室の指定したユニフォームを着用し、身嗜みを保つこと。

第11条【休会・退会】

(1) 休会

会員は特別な理由がある場合、本クラブを休会することができる。

休会希望者は所定の用紙に必要事項を記入の上休会前月の初回受講日までに提出しなければならない。

休会が一ヶ月を超える場合は、月会費を支払わなければならない。

(2) 退会

会員は、本クラブを退会する場合、所定の用紙に必要事項を記入の上、退会前月の初回受講日までに提出しなければならない。

第12条【教室またはクラスの変更】

会員は教室が定めたクラスの変更に応じなければならない。

第13条【会員の変更事項】

会員は住所、連絡先における、入会申込時の記載事項に変更があった場合には、速やかにその旨を届け出なければならない。

第14条【事故の責任】

会員は、教室の活動に当たって、施設管理責任者並びに指導員の指示に従うこと。これに違背して事故が起こっても、本法人、本教室、指導員等に対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。活動中およびその往復の事故やけがに対する補償は、財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険の範囲とする。

第15条【個人の金品管理】

個人の金品・荷物等は自己の管理とし、紛失、盗難等について本クラブは一切責任を負わない。

第16条【個人情報の取り扱い】

1、本教室は会員より収集した個人情報を下記の事項に従い、取り扱うものとする。

(1) 個人情報の収集と利用目的

会員より収集する個人情報は、会員への連絡やスポーツ安全保険への加入、競技会出場時など本教室運営のみに利用する。

(2) 個人情報の管理

本教室は、会員の個人情報を正確に保ち、紛失、破損、改ざん及び漏洩などを防止するため、個人情報の厳重な管理に努める。

(3) 個人情報の第三者への開示、提供の禁止

本教室は、会員より収集した個人情報を適切に管理し、正当な理由なく個人情報を第三者に提供、開示等を行わない。ただし、法令により開示が求められた場合や会員や第三者の生命・身体・財産を損なうおそれがあり、本人の同意を得ることができない場合や緊急時の場合はその限りではない。

2、ホームページ・チラシ・SNS 等への投稿について

会員から許可を得た場合、写真や動画、個人名を本教室ホームページ・チラシ・SNS 等への投稿や宣伝に利用する。なお、同意できない場合は指導員へ申し出る。また保護者やご家族が撮影した練習動画や写真は、個人の SNS 等への投稿を禁止とする。

第17条【規約の改定】

本規約は、クラブが必要と認めた場合に限り規約の改定を行うことができる。

第18条【施行】

本規約は、令和4年4月1日より施行。